

平成24年 第6回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年3月27日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

委員長	吉 野 弘 保
委員長職務代理者	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員	土 田 アイ子
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史
	統括指導主事	荒 井 秀 樹

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後1時00分
吉野委員長	ただ今から、平成24年第6回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。
	[各委員了承]
委 員 長	それでは傍聴人の入室を許可します。
	[傍聴人入室]
委 員 長	日程第1 署名委員を決定します。本日は、早川委員と浅野委員にお願いします。 日程第2 議題にまいります。 はじめに、継続となっております平成23年陳情第3号を議題といたします。新たなご意見、情報はございますか。 4月1日から、食品の放射性物質についてはこれまでの暫定規制値から、新たな基準値に見直されますが、これに関する情報があればお聞きしたいのですが。
住田学務課長	これまで年間線量5ミリシーベルトとしていた暫定規制値から、より厳しい1ミリシーベルトが基準値となります。野菜、穀類、肉などの1Kgあたり500ベクレルという規制値が、一般食品として100ベクレルに基準が下がるほか、飲料水や牛乳などもより厳しい値となります。
委 員 長	もうひとつ、江戸川区で流通食品の検査を始めましたが、この状況はいかがでしょうか。
学 務 課 長	健康部が消費者庁から貸与された機器を使って行っているものです。検査結果はホームページで公表されていますが検出はされておられません。
委 員 長	他になければ、今回も継続ということでよろしいでしょうか。  [「異議なし」の声]

委員 長	<p>それでは、平成23年陳情第3号は継続といたします。</p> <p>次に、第22号議案を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
土屋 教育推進課長	<p>第22号議案は区指定文化財の指定についてでございます。23年6月に文化財保護審議会に諮問した指定文化財の指定について、3月22日に別紙のとおり答申がありましてので、これを受けまして案文のとおり告示するというものです。</p> <p>あらためて内容を確認しますと、第1号が平井にある妙光寺所有の有形文化財・彫刻 木造日蓮聖人坐像、第2号は東葛西の清光寺にある有形文化財・彫刻 木造奪衣婆坐像、そして第3号は谷河内の妙泉寺の有形文化財・歴史資料 松浦信正関係資料となります。なお、もう1件諮問した無形文化財の甲和焼については、この方が初代ということもあり、保留という答申になっております。以上でございます。</p>
土 田 委 員	<p>これらはいつ頃のものでしたかね。</p>
教育推進課長	<p>第1号、第2号は室町時代、第3号は江戸時代のものです。</p>
早 川 委 員	<p>松浦信正という人は江戸川区とどのような関係がありましたか。</p>
教育推進課長	<p>旗本で、幕府の直轄領であった谷河内村の領主であったとのことでした。</p>
土 田 委 員	<p>昔のものを残していくというのは大切なことですし、教育的な価値もあるものですから、区民が親しみやすいように周知していただきたいと思います。</p>
委 員 長	<p>現在、審議会の委員は16名の定員に対して10名ということで、さらにお辞めになる方もいらっしゃるようにお聞きしたのですが、新たな方の登用はなかなか難しいのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>各分野の専門家として、2年任期でやっていただいております。今の任期限りで、という申し出がある場合は、その本人も含めて、色々な方から後任の紹介、推薦をお願いしているところです。</p>

早川委員	文化財、古い地名もそうですが、多くの区民に知ってもらいたいですね。そこでそうした普及については区だけではなく、人も資金も外の力を借りるという仕組みを考えてもいいのではないのでしょうかね。
教育推進課長	<p>今は、ボランティア60数名に登録していただき、史跡巡りの案内役や、名主屋敷の運営管理のお手伝いをさせていただいております。</p> <p>議会でも文化財を大事にという意見をいただいております。今後も紹介、周知について力を入れていきたいと思っています。</p>
委員長	<p>他になれば、第22号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」の声〕</p>
委員長	<p>それでは、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、第23号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第23号議案は、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてでございます。新旧対照表を添付しております。これは区長部局の規則改正にあわせて改正するものです。</p> <p>改正概要ですが、まず、子の看護休暇の対象が小学校就学前であったのを9歳まで引き上げ、子が1歳になるまでの育児休業期間を1歳半まで伸ばせることにするなど、処遇が改善されます。また、休憩時間や時間外勤務等、これまで要綱で定めていた勤務条件を規則内に規定いたします。さらに、別表の職名について、民間委託する学校栄養士を削除するなど、実態に合わせて整理いたします。4月1日の施行を予定しております。以上です。</p>
松原委員	職名が新設される、親子ふれあい指導員とは。
教育推進課長	小岩第一幼稚園の閉園後の施設でおこなう「親子ふれあいひろば」で従事する非常勤です。現在、あいあいの指導員として勤務している方を継続して任用する予定です。
委員長	<p>他になれば、第23号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」の声〕</p>

委員 長	<p>それでは、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、第24号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育研究所長	<p>第24号議案江戸川区教育研究所処務規程の一部改正について、新旧対照表でご説明します。第6条に事務係長が専決できる事案が4項目ありますが、本来課長権限となっているものについて、他部署にあわせるということで、この条文から削るものです。以上です。</p>
委員 長	<p>この件について何かご意見はございますか。</p> <p>〔「なし」の声〕</p>
委員 長	<p>特になければ、第24号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」の声〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>閉 会 時 刻 午後1時25分</p>